

**一般財団法人さいたま住宅検査センター**  
**BELS 評価業務料金規程**

**(目的)**

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センターBELS 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター(以下「センター」という。)が行うBELS 評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

**(評価料金)**

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1から別表4に掲げるとおりとする。

**(評価料金の納入)**

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込等により納入するものとする。  
2 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。  
3 センター及び申請者は、別途協議により、一括納入その他別の方法をとることができる。

**(評価料金を減額するための要件)**

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。  
(1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。  
(2) その他センターが必要と認めたとき。

**(評価料金を増額するための要件)**

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができる。  
(1) 申請者の非協力その他センターの責めに帰すことのできない事由により業務期日が延期となったとき。  
(2) 別表1から別表4に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとセンターが判断したとき。

**(評価料金の返還)**

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかつた場合には、この限りでない。

**附 則**

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年9月9日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和7年12月1日から施行する。

別表1

住宅（一戸建ての住宅）

単位：円（税込み）

種 別		料 金
性能基準	単独申請	39,600
	併願申請 ※	19,800
仕様基準	単独申請	11,000
	併願申請 ※	

別表2

住宅（共同住宅等）

単位：円（税込み）

種 別			料 金 (建築物1棟当たり)	備 考 (加算の要件等)
性能基準	住宅のみ (①又は②)	住宅戸数が一戸のみの場合 ①	単独申請	39,600
			併願申請 ※	19,800
	住宅のみ又は ①又は②	住宅部分の申請に係る戸数 (戸数) ②	単独申請 (A)	2～10戸以下 39,600+N×9,900 11～30戸以下 79,200+N×5,500 31戸以上 158,400+N×3,300
			併願申請 ※ (B)	19,800+N×3,300
			評価書の必要住宅戸数 ((A)又は(B)に加算)	(N-1)×2,200
	性能基準 ①又は②	住宅部分の全戸数 (戸数) ①	2～10戸以下	39,600+M×9,900
			11～30戸以下	79,200+M×5,500
			31戸以上	158,400+M×3,300
			評価書の必要住宅戸数 ((A)又は(B)に加算)	N×2,200
	性能基準 ①又は②	住宅部分の全戸数 (戸数) ①	共用部分の床面積の合計 (共用部) ②	300 m <sup>2</sup> 以内 39,600 300 m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以内 66,000 1,000 m <sup>2</sup> 超～5,000 m <sup>2</sup> 以内 132,000 5,000 m <sup>2</sup> 超え 198,000
			併願申請 ※ (B)	住宅部分の全戸数(戸数)① 19,800+M×3,300
			共用部分の床面積の合計 (共用部) ②	300 m <sup>2</sup> 以内 39,600 300 m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以内 66,000 1,000 m <sup>2</sup> 超～5,000 m <sup>2</sup> 以内 132,000 5,000 m <sup>2</sup> 超え 198,000
			単独申請	11,000+(N-1)×2,200
			併願申請 ※	

別表3-1

## 非住宅建築物（モデル建築法）

単位：円（税込み）

床面積	非住宅建築物の用途別の料金（建築物1棟当たり）		
	第1類 (ホテル、病院、集会所等)	第2類 (第1類、第3類以外)	第3類 (工場等)
300 m <sup>2</sup> 以内	123,200	77,000	61,600
300 m <sup>2</sup> 超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	154,000	107,800	77,000
1,000 m <sup>2</sup> 超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	184,800	123,200	92,400
2,000 m <sup>2</sup> 超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	292,600	200,200	154,000
5,000 m <sup>2</sup> 超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	369,600	246,400	184,800
10,000 m <sup>2</sup> 超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	462,000	292,600	215,600
20,000 m <sup>2</sup> 超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	569,800	369,600	277,200
50,000 m <sup>2</sup> 超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内	723,800	477,400	354,200
100,000 m <sup>2</sup> 超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内	1,001,000	739,200	585,200
200,000 m <sup>2</sup> 超え	1,386,000	924,000	739,200

別表3-2

## 非住宅建築物（標準入力法・主要室入力法）

単位：円（税込み）

床面積	非住宅建築物の用途別の料金（建築物1棟当たり）		
	第1類 (ホテル、病院、集会所等)	第2類 (第1類、第3類以外)	第3類 (工場等)
300 m <sup>2</sup> 以内	246,400	154,000	123,200
300 m <sup>2</sup> 超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内	308,000	215,600	154,000
1,000 m <sup>2</sup> 超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内	369,600	246,400	184,800
2,000 m <sup>2</sup> 超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内	585,200	400,400	308,000
5,000 m <sup>2</sup> 超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内	739,200	492,800	369,600
10,000 m <sup>2</sup> 超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内	924,000	585,200	431,200
20,000 m <sup>2</sup> 超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内	1,139,600	739,200	554,400
50,000 m <sup>2</sup> 超え 100,000 m <sup>2</sup> 以内	1,447,600	954,800	708,400
100,000 m <sup>2</sup> 超え 200,000 m <sup>2</sup> 以内	1,694,000	1,155,000	1,001,000
200,000 m <sup>2</sup> 超え	2,233,000	1,463,000	1,232,000

別表4

別表1から別表3以外の料金

単位:円(税込み)

1. 非住宅建築物及び複合建築物において非住宅部分の用途が複数混在する場合の料金は、第1類が含まれているときは第1類の額を、第1類がなく第2類が含まれるときは第2類の額を適用する。
2. 非住宅建築物における併願申請※の料金は、一律19,800円とする。
3. 複合建築物(住宅部分と非住宅部分を有する建築物)の場合の料金は、それぞれの用途により算出した料金を合計した額とする。
4. 変更申請の料金は、別表1から別表3及び上記1から3の料金に0.5を乗じた額とする。(直前の評価書をセンターから受けていない場合、評価方法の変更による場合又は計画を大幅に変更する場合にあっては、新規の申請として取り扱うものとする。)
5. 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、別表1から別表3の料金に0.5を乗じた料金を加算する。
6. 直前の評価書をセンター以外の者が交付したもの変更申請をセンターに申請する場合の料金は、別表1から別表3及び上記1又は3に掲げる額とする。
7. 軽微な変更説明書に係る審査の料金は、1通につき3,300円とする。ただし、評価書の記載内容に変更を伴う場合は、11,000円とする。
8. 再発行料金は、1通につき5,500円とする。
9. シール、プレート及びその電子データの交付料金は、別途見積りとする。

※ 併願申請とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定(建築物省エネ法第30条)に係る技術的審査、フラット35S、住宅性能証明書又は東京ゼロエミ住宅認証審査をセンターに併せて申請(センターが既に交付した場合で当該業務の基準に適合することが確認でき、かつ、その計算結果に変更がない場合を含む。)するものをいう。

(注) 併願申請※において一の業務については、単独申請の料金とする。